

Q6 平成27年度 特許法改正の内容を教えてください

A6

改正のポイントは、大きく分けて2つです。

①特許を受ける権利の「原始法人帰属」が認められた

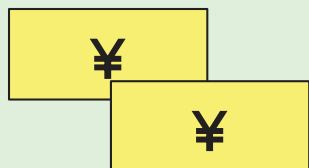
改正前は、特許を受ける権利は基本的に従業員（発明者）のものであり（「発明者帰属」と言います）、会社が特許出願をするには、その権利を従業員（発明者）から譲り受ける（「予約承継」と言います）必要がありました。これが改正後は、あらかじめ会社が、特許を受ける権利を会社のものである（原始法人帰属）か、予約承継とするか、選べるようになりました。

②発明者に対するインセンティブ（見返り）が「対価」でなく「相当の利益」になった

改正前は、従業員（発明者）に与える発明の見返りは、「対価」つまり金銭の支払いとされていましたが、改正により、金銭以外にも様々な形で従業員（発明者）に利益が与えられるように、文言を「相当の対価」から、「相当の利益」に変更しました。


従業員
(発明者)

「相当の利益」の例



有給
休暇



留学の機会

昇進
昇格

等